

平成30年1月17日  
生活文化部

## 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部改正について

### (付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する。

### 1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

#### (1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

#### (2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年 2月	区民生活常任委員会（条例改正案）
	平成30年第1回区議会定例会（条例改正案）
	公布（同日施行）
10月	料金改定

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成8年12月6日条例第48号</p>	<p>○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成8年12月6日条例第48号</p>
<p>改正</p> <p>平成11年3月11日条例第7号 平成15年3月13日条例第12号 平成17年9月29日条例第50号 平成19年12月11日条例第61号 平成24年12月10日条例第63号 <u>平成30年3月6日条例第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>平成11年3月11日条例第7号 平成15年3月13日条例第12号 平成17年9月29日条例第50号 平成19年12月11日条例第61号 平成24年12月10日条例第63号</p>
<p>(使用の手続等)</p> <p>第5条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、区長（指定管理者を含む。<u>第4項及び第5項</u>、第7条、第8条、第17条、別表第3並びに別表第4において同じ。）の承認を受けなければならない。</p>	<p>(使用の手続等)</p> <p>第5条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、<u>規則で定める手続により</u>、区長（指定管理者を含む。<u>第3項及び第4項</u>、第7条、第8条、第17条、別表第3並びに別表第4において同じ。）の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</p>	
<p>3 指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。</p>	<p>2 指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。</p>
<p>4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。</p>	<p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。</p>
<p>(1) 営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p>	<p>(1) 営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>5 区長は、第1項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p>	<p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>4 区長は、第1項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第10条 センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第10条 センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。</p>
<p>3 センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及びメディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第4に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>3 センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及びメディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第4に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>4 第5条の規定により使用の承認を受けた者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</p>	
<p>附 則 (平成30年3月6日条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	

改正後	改正前
-----	-----

ただし、第5条第1項の改正規定、同条第4項第3号の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例の規定（別表第5の規定に限る。）は、施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月1日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。

別表第3（第10条関係）

時間区分	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後10時まで		午前9時から 午後10時まで
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日

別表第3（第10条関係）

時間区分	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後10時まで		午前9時から 午後10時まで
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日

改正後								
				休日				
セミナー ール ムA	2,880 円	3,450 円	3,740 円	4,460 円	3,740 円	4,460 円	10,360 円	12,380 円
セミナー ール ムB	3,160 円	3,740 円	4,320 円	5,180 円	4,320 円	5,180 円	11,800 円	14,110 円
ワーク ショッ プ室A	7,340 円	8,780 円	9,790 円	11,660 円	9,790 円	11,660 円	26,920 円	32,110 円
ワーク ショッ プ室B	5,610 円	6,620 円	7,480 円	8,920 円	7,480 円	8,920 円	20,590 円	24,480 円

別表第5 (第21条関係)

時間区分	前半	後半	全日
種別	午前9時から午後4時まで	午後4時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
主劇場	412,410円	453,020円	586,150円
小劇場	149,290円	164,300円	213,070円
けいこ場 A	18,300円	20,160円	26,160円
けいこ場 B	13,010円	14,300円	18,870円
けいこ場 C	6,430円	7,290円	9,580円
音響スタ	1時間以内 850円		

改正前								
セミナー ール ムA	2,400 円	2,880 円	3,120 円	3,720 円	3,120 円	3,720 円	8,640 円	10,320 円
セミナー ール ムB	2,640 円	3,120 円	3,600 円	4,320 円	3,600 円	4,320 円	9,840 円	11,760 円
ワーク ショッ プ室A	6,120 円	7,320 円	8,160 円	9,720 円	8,160 円	9,720 円	22,440 円	26,760 円
ワーク ショッ プ室B	4,680 円	5,520 円	6,240 円	7,440 円	6,240 円	7,440 円	17,160 円	20,400 円

別表第5 (第21条関係)

時間区分	前半	後半	全日
種別	午前9時から午後4時まで	午後4時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
主劇場	374,920円	411,840円	532,870円
小劇場	135,720円	149,370円	193,700円
けいこ場 A	16,640円	18,330円	23,790円
けいこ場 B	11,830円	13,000円	17,160円
けいこ場 C	5,850円	6,630円	8,710円
音響スタ	1時間以内 780円		

改正後				改正前			
ジオ				ジオ			
作業室 A	<u>11,720 円</u>	<u>13,290 円</u>	<u>17,440 円</u>	作業室 A	<u>10,660円</u>	<u>12,090円</u>	<u>15,860円</u>
作業室 B	<u>10,720 円</u>	<u>12,150 円</u>	<u>16,010 円</u>	作業室 B	<u>9,750円</u>	<u>11,050円</u>	<u>14,560円</u>